

Sechstant 利用約款

第 1 章 総則

第1条 (目的)

Sechstant 利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 ecbeing（以下「当社」といいます。）が提供する第 2 条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して、その契約条件を定めるものであり、本約款は本サービスを利用する全ての利用者（以下「利用者」といいます。）に適用されます。利用者は、本約款の本約款の全ての内容に同意した上で、本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結するものとします。

第2条 (本サービス)

1. 本サービスとは、当社がオンライン上で、SaaS 形式で提供する以下のサービスをいいます。
 - (1) Sechstant CDP
 - (2) Sechstant CRM
2. 本サービスの内容の詳細（機能、利用条件、提供条件等）は、当社が別途定めるものとします。

第3条 (本約款の変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の同意を得ることなく、本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本約款を変更する場合には、変更の内容及び効力発生日を利用者に通知します。前項第 2 号に基づいて本約款を変更する場合には、当該通知は変更の効力発生日の 2 週間前までに行います。
3. 第 1 項に定める場合のほか、当社は、利用者の個別の同意を得ることにより、いつでも本約款を変更することができます。

第 2 章 利用契約の締結

第4条 (申込み)

1. 本サービスを利用しようとする者（以下「申込者」といいます。）は、本約款の全ての内容に同意した上で、当社所定の注文書（以下「注文書」といいます。）を当社に提出する方法により、本契約の申込みを行うものとします。申込者は、注文書に記載した情報及び申込みにあたって当社に提供したその他の情報（以下「申込情報」といいます。）が、全て正確であることを保証するものとします。
2. 当社は、前項の申込みを承諾する場合には、その旨を電子メール等当社所定の方法により申込者に通知します。当社が当該通知を発したときに、当社と申込者との間で、本約款及び注文書の記載内容に基づいて本契約が成立するものとします。
3. 当社は、申込が以下のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合は、申込者の申込みを承諾しないことができるものとします。ただし、当社は、申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 申込が当社所定の方法によらずに行われた場合
 - (2) 申込情報の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 申込者が反社会的勢力である場合、又は第26条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (4) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
 - (5) 申込者が過去に本約款に違反した者又はその関係者である場合
 - (6) 申込者が本サービスと同種又は類似するサービスを提供している場合又は将来提供する予定である場合
 - (7) その他当社が申込を承諾することが相当でないと判断した場合

第3章 利用者の責任及び義務

第5条 (サービス利用料)

1. 利用者は、当社に対し、本契約期間中、本サービスの利用の対価として、注文書記載の利用料（以下「サービス利用料」といいます。）を支払うものとします。
2. 注文書に別段の定めが無い限り、申込者は、各月のサービス利用料に消費税及び地方消費税を加えた金額を、前月の末日迄に当社指定の銀行口座宛に振込送金する方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、利用者の負担とします。
3. 利用者がサービス利用料の全部又は一部を支払わない場合、当社は利用者に対し、支払期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、未払サービス利用料に対し年利14.6%を乗じて計算した金額を、遅延損害金として請求できるものとします。
4. 物価変動等により、当社が本サービスのサービス利用料を不相当と認めるに至ったときは、当社は本契約の契約期間内でも、利用者に対してサービス利用料の増額を申し入れることができるものとし、利用者はかかる申し入れを受けた場合にはサービス利用

料の増額に関する協議に応じるものとします。

第6条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、注文書記載のとおりとします。
2. 本契約の契約期間満了日の1か月前までに、当社又は利用者のどちらか一方から、本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約は、同一期間で更新されるものとし、以降も同様とします。

第7条 (ID及びパスワードの管理)

1. 当社は、本契約の契約期間開始日まで、本サービスを利用するために必要となる管理者ID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を発行して、これを利用者に通知するものとします。
2. 利用者は、自己の責任において、ID等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に対し開示、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしたり、利用させたりしてはなりません。
3. 前項にかかわらず、利用者は、自己の責任において、利用者のために本サービスを利用する者(利用者の役員、従業員、委託先)に対して、ID等を利用させることができるものとします。
4. 第三者(前項に基づいて利用者のためにID等を利用する者を含みますが、これに限りません。)が利用者のID等を用いて本サービスを利用した場合、理由の如何を問わず、当該行為は利用者の行為とみなされるものとします。
5. 利用者によるID等の管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって利用者等が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 利用者は、ID等を紛失し、又は盗用された場合は、速やかに当社に連絡し、その指示に従うものとします。

第8条 (変更の届出)

利用者は、申込情報に変更が生じた場合は、直ちに当社に対し、その旨を書面により通知するものとします。これを怠ったことにより利用者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条 (設備等の準備)

利用者は、本サービスを利用するために必要な端末、通信回線その他の利用環境の準備、手配、購入及び設定並びに維持及び管理は、利用者の責任と負担で行うものとします。

第10条 (連携サービス)

1. 本サービスは、外部事業者が提供するオンラインサービス（以下「連携サービス」といいます。）を利用して提供されています。当社は、利用者に通知することにより、いつでも連携サービスの追加、変更又は削除を行うことができるものとします。
2. 利用者は、連携サービスに関連する外部事業者の利用約款等（当社が利用者に通知するものを含みますが、これに限られません。）に同意し、これを遵守するものとします。
3. 当社は、連携サービスについて、いかなる保証を行うものではなく、連携サービス又はその変更、終了等に起因して利用者又は第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第11条 (禁止事項)

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に該当する行為（それらを誘発する行為及び準備行為を含みます。）を行ってはならないものとします。
 - (1) 本契約に違反する行為
 - (2) 法令の定めに違反する行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) 当社又は第三者（連携サービスを提供する外部事業者を含みます。以下同じです。）の知的財産権（第19条に定義されます。）、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
 - (5) 本サービスの運営及び維持を妨げる行為
 - (6) 虚偽又は事実とは異なる内容を流布し、本サービスの信用を失墜、毀損させる行為
 - (7) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度の負担をかける行為
 - (8) 当社又は第三者に不正プログラムを送信する行為及び本サービスのネットワークに不正にアクセスする行為
 - (9) 本サービスに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル、その他本サービスを解析しようと試みる行為
 - (10) 第三者になりすます行為
 - (11) 第三者に本サービスを利用させ、又は本サービスの利用権を貸与若しくは販売する行為
 - (12) 本約款その他本サービスに関して当社が定めたルールに違反する行為
 - (13) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為
2. 利用者が前項各号に該当する行為を行ったと当社が判断した場合、当社は、利用者の帰責性の有無にかかわらず、本サービスの利用停止、利用者に対する損害賠償の請求、その他当社の裁量により適切と判断する措置をとることができるものとします。また、当該措置に起因又は関連して、利用者又は第三者に損害が生じても、当社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条 （紛争対応及び損害賠償）

1. 利用者は、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害（合理的な範囲の弁護士費用も含まれます。本条において同じです。）を賠償するものとしします。
2. 利用者が、本サービスに関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、直ちにその内容を当社に通知するとともに、利用者の負担と責任において、当該クレーム又は紛争を処理するものとしします。
3. 利用者による本サービスの利用に関連して、当社が第三者からクレームを受け又は当社と第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、利用者の負担と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の当社の損害を賠償するものとしします。

第3章 当社の責任及び保証

第13条 （保証の範囲）

当社は、本サービスに関して、利用者の売上向上、顧客訴求力の向上、ブランディング力の強化、経費削減、その他利用者の特定の目的への適合性及び有用性、正確性、完全性を保証しないものとしします。

第14条 （免責）

1. 当社は、当社の故意又は重過失に起因して生じた損害を除き、債務不履行責任、不法行為責任、契約不適合責任その他法的構成を問わず、本サービスの利用に関連して生じた損害について、何ら責任を負わないものとしします。
2. 当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、法令による別段の定めがない限り、利用者が当社に対して請求することができる損害賠償額の総額は、サービス利用料の3ヶ月分を上限とするものとしします。

第15条 （委託）

当社は、当社の責任において、本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとしします。当社は、委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、委託先の行為に関して、当該業務を自ら実施した場合と同様の責任を負うものとしします。

第4章 秘密保持、個人情報及びデータの取扱い

第16条 (秘密保持)

1. 利用者及び当社は、相手方からそれぞれ提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨を指定した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします（なお、本条において情報を開示した当事者を「開示当事者」、情報を開示された当事者を「受領当事者」といいます。）。
2. 次の各号に該当する情報については秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示された時点で既に公知となっている情報
 - (2) 開示された後、受領当事者の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - (4) 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示を受けた後、開示当事者から開示を受けた情報に関係なく独自に創出した情報
 - (6) 顧客情報（次条に定義されます。）

第17条 (顧客情報の取扱い)

利用者が、本サービスの利用にあたり、利用者の顧客の情報（以下「顧客情報」といいます。）を当社に提供（顧客情報が利用者から当社サーバに対して直接送信されることを含みます。以下同じです。）する場合、利用者は次の各号に掲げる事項を当社に保証しなければならないものとします。

- (1) 顧客情報の取扱いについて、適用される全ての法規（個人情報の保護に関する法令を含みます。）を遵守すること
- (2) 当社に対する顧客情報の提供、その他本サービスの利用に伴う顧客情報の取扱いに関して、法令上必要とされる一切の措置（適用される国内及び国外における個人情報の保護に関する各種法令の要求を満たしたプライバシーポリシーを公表することを含みますが、これに限られません。）を自己の責任において講ずること

第18条 (顧客情報の利用・管理)

1. 当社は、利用者から提供を受けた顧客情報を、利用者に対して本サービスを提供するために必要な範囲内（次の各号に定める利用が含まれます。）でのみ取り扱うものとし、利用者の同意なく、その他の目的で利用し、又は第三者へ提供しないものとします。また、当社は、顧客情報を、当社自らが保有する個人データ及び個人関連情報並びに他の事業者から預託を受けた個人データ及び個人関連情報と突合しないものとします。
 - (1) 本サービスの提供のために必要な障害対応及び本サービスの運用及び改善（本サ

サービスの提供のために用いる分析技術の改善を含みます。)のために顧客情報を利用すること

- (2) 利用者に提供する目的で、顧客情報を蓄積及び加工して統計情報を作成すること
2. 当社は、前項に従って作成した統計情報を、当社又は第三者のために自由に利用することができ、また、第三者に提供又は公表することができるものとします。
3. 当社は、顧客情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」といいます。）の防止その他の顧客情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」といいます。）を講じ、万一、顧客情報について漏えい等が生じた場合には、速やかに利用者に報告します。当社の安全管理措置の内容や実施状況についてお知りになりたい場合には、当社までご連絡ください。
4. 第1項にかかわらず、当社は、本サービスを提供するために必要な範囲において、顧客情報の取り扱いを第三者に対して委託することができるものとします。その際には、当社は、当該第三者が十分な安全管理措置を講じていることを事前に確認するとともに、委託先が本条に従って顧客情報を取り扱うよう委託先に対する適切な監督を行うものとします。
5. 利用者は当社に提供する顧客情報について、利用者の負担と責任においてバックアップをとるものとし、当該顧客情報の滅失及び毀損等について、当社は一切責任を負わないものとします。

第6章 知的財産権

第19条 （知的財産権）

1. 本サービスに関連して当社が提供する、又は本サービスに含まれる文章、画像、映像、音声、プログラムその他のデータ等のコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます。）についての知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利をいいます。以下同じです。）は、全て当社に帰属するものとします。
2. 当社は利用者に対し、本サービスを利用する期間に限り、利用者が本サービスを利用するために必要な範囲で本コンテンツを利用することを許諾するものとします。
3. 当社は、明示又は黙示を問わず、本サービス及び本コンテンツが、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと等について、保証するものではありません。

第20条 （事例の紹介）

1. 当社は、利用者の会社名を本サービスの導入企業として公開することができるものとします。
2. 利用者は、当社からの申し出に基づき、必要な範囲でロゴ及び商標等の使用を当社に無

償で許諾するものとします。

第5章 本サービスの提供の停止及び本契約の終了等

第21条 (本サービスの変更、追加又は廃止)

1. 当社は、当社が必要と認めたとときに、本サービスの全部若しくは一部をいつでも変更、追加又は廃止（以下本条において「変更等」といいます。）することができるものとします。
2. 当社は、本サービスに関する重要な変更等を行う場合、事前に変更等の内容について利用者に通知するものとします。重要な変更等が利用者にとって著しく不利益な内容である場合、当社は利用者に対して、当社所定の期間に申し入れることにより本契約を解約する機会を与えるものとします。
3. 当社は、本条に基づく本サービスの変更等により、利用者又は第三者に生じた損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第22条 (本サービスの提供の停止)

1. 当社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスに関するシステムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 本サービスに関するシステムの障害、本サービス又は連携サービス等のトラブル及びサービス提供の停止、その他本サービスの提供に必要な設備の障害等により本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合
 - (4) 地震、落雷、火災、停電又は天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - (5) その他、本サービスを提供することが困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、事前の計画に基づいて本サービスの提供を停止する場合には、緊急を要するときを除き、事前にその旨を利用者に通知するものとします。
3. 当社は、前項に基づく本サービスの停止により、利用者又は第三者に生じた損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第23条 (解除)

1. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が合理的に判断した場合は、直ちに本サービスの全部若しくは一部の利用を停止し、又は本契約を解除することができます。

- (1) 監督官庁より事業停止命令を受け、又は事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (2) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続若しくはこれらに類する倒産手続の開始の申立てがあった場合
 - (3) 自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (5) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - (6) 解散又は営業停止状態となった場合
 - (7) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
 - (8) 当社に対する重大な背信行為があった場合
 - (9) 前号の他、利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が判断した場合
 - (10) その他、当社が利用者による本サービスの利用を適当でないと合理的に判断した場合
2. 当社は、利用者が本契約のいずれかの条項に違反し、又は利用者の責めに帰すべき事由によって本契約を継続し難い事由が発生したときは直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 3. 前各項による解除が行われたときは、当社は利用者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。また、利用者は当然に期限の利益を喪失し、当社に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

第6章 一般条項

第24条 (通知方法)

本契約に基づいて当社が行う通知は、本サービス内での掲示、電子メールの送信その他の当社が適当と判断する方法により実施するものとします。

第25条 (権利義務の譲渡)

利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、承継、その他の処分をすることはできないものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力

集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。それにより利用者又は第三者が損害を被った場合でも当社は一切責任を負わないものとします。
4. 前項による解除が行われたときは、当社は利用者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。また、利用者は当然に期限の利益を喪失し、当社に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

第27条 （存続条項）

本契約が終了した場合であっても、第 11 条第 2 項（禁止事項）、第 12 条（紛争対応及び損害賠償）、第 13 条（保証の範囲）、第 14 条（免責）、第 16 条（秘密保持）、第 17 条（顧客情報の取扱い）、第 19 条（知的財産権）、第 25 条（権利義務の譲渡）、第 26 条（反社会的勢力の排除）、本条、第 28 条（合意管轄）及び第 29 条（協議解決）並びにその他各規定の趣旨に照らし当然に存続する権利及び義務は、なお有効に存続するものとします。

第28条 （合意管轄）

本契約又は利用者による本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条 （協議解決）

本約款の解釈に疑義が生じた場合、又は本約款に定めのない事項については、当社及び利用者は、誠意をもって協議し解決に努めるものとします。

以 上

2023年2月1日 制定 発効